

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和5年7月4日（令和5年（行個）諮問第157号）及び同年9月7日（同第211号）

答申日：令和6年1月18日（令和5年度（行個）答申第154号及び同第156号）

事件名：特定期間に特定地方法務局特定課が本人に対応したことが分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件
特定期間に特定地方法務局特定課が本人に対応したことが分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1及び2に掲げる各文書（以下「本件文書1」及び「本件文書2」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年3月8日付け〇〇法庶第153号及び同年5月10日付け同第298号により特定地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、正しい対応を求め間違った人が責任を取るべきであるから、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、資料は省略する。

(1) 審査請求書

ア 原処分1（諮問第157号の関係）

令和5年3月8日の全部開示等の正しい対応を求めた人権相談票等は、人権擁護課、総務課等々が、特定年からの続きで一方向的に私に責任を取らせる全部開示等を誘導した者である。人権相談票等で私の人権を無視した者であり私は一方向的な処分と考え正しい対応を私が抵抗出来ないで困っていることを確認し正しい対応を求める。特定地方法務局総務課庶務係は、人権擁護課と結託し担当課等と私の

人権を無視誘導してると私は考えている。

イ 原処分2（諮問第211号の関係）

令和5年5月10日の全部開示等の正しい対応を求めた人権相談票等は、人権擁護課、総務課等々が、特定年からの続きで一方的に私に責任を取らせる全部開示等を誘導した者である。人権相談票等で私の人権を無視した者であり私は一方的な処分と考え正しい対応を私が抵抗出来ないで困っていることを確認し正しい対応を求める。特定地方法務局総務課庶務係は、人権擁護課と結託し担当課等と私の人権を無視誘導してると私は考えている。

(2) 意見書（諮問第211号の関係）

諮問庁に対して閲覧させることは適当でない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1（諮問第157号の関係）

(1) 原処分1について

審査請求人は、処分庁に対し、本件文書1につき法77条1項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求（令和5年2月7日付け受付第5-1号ないし第5-3号）をした。

処分庁は、上記開示請求について、開示済みのものを除き、本件文書1を保有していないことから、法82条2項の規定により、不開示決定（令和5年3月8日付け〇〇法庶第153号。原処分1）をした。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求書「4 審査請求の理由」には、「略（上記第2の2（1）アと同内容。）」の記載のとおり、審査請求人は、人権相談票ではなく、審査請求人とのやりとりを記録した応接記録、電話聴取書等の保有個人情報を処分庁は保有しているとして、原処分1の取り消しを求めている。

(3) 原処分1の妥当性について

本件開示請求において「私のことで対応したことが分かるもの」との記載があるが、これは審査請求人が電話した際及び来庁した際に、職員が作成した電話対応録や応接記録等である旨を、本件開示請求書を窓口で受領した際に確認し、庁内に保存されている行政文書を探索したところ、特定地方法務局人権擁護課において、面談又は電話による人権相談を審査請求人から複数回受けていた。これらの結果については、人権相談取扱規程（昭和59年8月31日法務省訓令第3号）6条により、法務省人権相談票の様式でもって、記録を作成している。当該人権相談票は、令和5年3月8日付け〇〇法庶第154号により、別途開示済みである。

上記人権相談以外にも、審査請求人から総務課及び人権擁護課の職員に対する批判を受け、総務課の職員が対応することはあったが、本件開示請求における対象期間内においては、特定年月日A来庁時に、審査請求人に対し、退去要請・退去勧告を行った際の審査請求人の様子が収録された電磁的記録を作成している以外に、審査請求人からの業務や職員に対する意見・要望、苦情等を受け付け、職員が対応した応接記録や電話対応記録については、文書主義の原則を定めた法務省文書管理規則（平成23年4月1日法務省秘文訓第308号大臣訓令。以下「規則」という。）11条にいう「軽微なもの」として作成していない。当該電磁的記録については、令和3年10月12日付け〇〇法庶第533号により別途開示済みであり、開示済みの文書等については開示対象から除く旨審査請求人に確認を行っており、総務課が審査請求人に対応した文書等はほかに存在しないことから、原処分1を行った。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分1を維持することが相当である。

なお、審査請求人からの別の保有個人情報開示請求により人権相談票の全部開示を行った保有個人情報の開示決定（令和5年3月8日付け〇〇法庶第154号）についても、審査請求人から本件と同様の趣旨で審査請求がされている。

2 原処分2（諮問第211号の関係）

(1) 原処分2について

審査請求人は、処分庁に対し、本件文書2につき法77条1項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求（令和5年4月10日付け受付第1-1号及び第1-2号）をした。

処分庁は、上記開示請求について、開示済みのものを除き、本件文書2を保有していないことから、法82条2項の規定により、不開示決定（令和5年5月10日付け〇〇法庶第298号。原処分2）をした。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求書「4 審査請求の理由」には、「略（上記第2の2（1）イと同内容。）」の記載のとおり、審査請求人は、人権相談票ではなく、審査請求人とのやりとりを記録した応接記録、電話聴取書等の保有個人情報を処分庁は保有しているとして、原処分2の取り消しを求めている。

(3) 原処分2の妥当性について

本件開示請求において「私のことで対応したことが分かるもの」との記載があるが、これは審査請求人が電話した際及び来庁した際に、職員が作成した電話対応録や応接記録等である旨を、本件開示請求書を窓口で受領した際に確認している。これを踏まえ、庁内に保存されている行

政文書を探索したところ、特定地方方法務局人権擁護課において、面談又は電話による人権相談を審査請求人から複数回受けており、これらの結果については、人権相談取扱規程6条により、法務省人権相談票の様式でもって、記録を作成している。当該人権相談票は、令和5年5月10日付け〇〇法庶第298号により、別途開示済みである。

上記以外にも、総務課等の職員が対応することはあったが、本件開示請求における対象期間内においては、審査請求人からの業務や職員に対する意見・要望、苦情等についての応接記録や電話対応記録等は、文書主義の原則を定めた規則11条にいう「軽微なもの」として、いずれも作成していない。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分2を維持することが相当である。

なお、審査請求人からの別件の保有個人情報開示請求により人権相談票の全部開示を行った保有個人情報の開示決定（令和5年5月10日付け〇〇法庶第298号）についても、審査請求人から本件と同様の趣旨で審査請求がされている。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------|
| ① | 令和5年7月4日 | 諮問の受理（令和5年（行個）諮問第157号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ | 同年9月7日 | 諮問の受理（令和5年（行個）諮問第211号） |
| ④ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑤ | 同年10月13日 | 審査請求人から意見書を収受（同上） |
| ⑥ | 同年11月24日 | 審議（令和5年（行個）諮問第157号及び同第211号） |
| ⑦ | 令和6年1月12日 | 令和5年（行個）諮問第157号及び同第211号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、正しい対応を求め間違った人が責任を取るべきであるなどと主張し、原処分の取消しを求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分を維持することが相当としていることから、以下、

本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明

諮問庁の上記第3の1(3)及び同2(3)の説明に関し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね次のとおり補足して説明する。

ア 特定地方法務局では、本件各開示請求に係る各期間より前から、人権相談及びその対応を含む同局の業務や職員への意見・苦情について、審査請求人から頻繁に連絡を受け、職員が対応する状況が続いているが、これらの対応については簡易な事案であると判断し、理由説明書(上記第3の1(3)等)で述べた特定地方法務局の取扱い、すなわち、一般の方からの業務や職員に対する意見・要望、苦情等を受け付け、職員が対応した場合の当該応接記録等は規則11条にいう「軽微なもの」として作成しないという取扱いと同じく、応接記録等は作成していない。

イ 本件各開示請求を受け、念のため、特定期間Aを包含する特定期間B当時、審査請求人の対応を行った職員等に確認したところ、対応時の内容で特段記録を要すると考えられる事柄はなかったこともあり、応接記録等の作成は行っていないとのことであった。

また、原処分1に係る開示請求において、審査請求人が開示を求めている特定年月日A及び特定年月日Bの110番(不除去の書類)等に記録された保有個人情報については、特定年月日A及び特定年月日Bに同人が特定地方法務局に来庁したこと、用件が済んだ後も長時間居座ったことから同局職員が110番通報をしたことは事実であるが、理由説明書(上記第3の1(3))記載のとおり、特定年月日A来庁時に係る電磁的記録(開示済み)以外に記録等は作成していないとのことであった。

さらに、本件各開示請求及び各審査請求を受けた際、総務課及び会計課の執務室、書庫、パソコン上のフォルダ内等を探索したが、本件対象保有個人情報の存在は確認できなかった。

(2) 検討

ア 上記(1)並びに第3の1(3)及び同2(3)の諮問庁の説明について、特段不自然、不合理な点は認められない。また、審査請求人において本件対象保有個人情報が存在する具体的な根拠に関する主張等はなく、他にこれを覆すに足りる事情も認められない。

イ 上記(1)イの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

ウ したがって、特定地方法務局において、本件対象保有個人情報を保

有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、特定地方法務局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

1 原処分1の関係（諮問第157号）

- （1）特定年月日Aに110番（不除去の書類）等で特定地方法務局が開示請求者のことで対応したことが分かるもの
- （2）特定年月日Bに110番（不除去の書類）等で特定地方法務局が開示請求者のことで対応したことが分かるもの
- （3）特定期間A特定地方法務局総務課が開示請求者のことで対応したことが分かるもの

2 原処分2の関係（諮問第211号）

- （1）特定期間Bの110番（不除去の書類）等で特定地方法務局総務課が開示請求者のことで対応したことが分かるもの
- （2）特定期間Bの110番（不除去の書類）等で特定地方法務局会計課が開示請求者のことで対応したことが分かるもの